

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

納税者に退職、転勤等の異動があったときは、異動した月の翌月10日までに異動届出書を提出してください。

給与の支払いを受けなくなった方のうち、令和8年度特別徴収になっている方で、令和8年1月1日と令和9年1月1日の住所が異なる場合は、令和8年1月1日の住所の市区町村へ特別徴収に係る給与所得者異動届出書を、令和9年1月1日の住所の市区町村へは給与支払報告に係る給与所得者異動届出書をそれぞれ提出してください。

## 退職者の未徴収税額の一括徴収について

1月1日から4月30日までに退職した人の未徴収税額については、本人の申出の有無にかかわらず一括徴収することが義務付けられています。(6月1日から12月31日までの間に退職した人の未徴収税額については、本人の了解を得て一括徴収してください。)

### 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

#### 記載例 (転勤の場合)

付 受 印 8	市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収 森林環境税		給与支 払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書		所在地 〒597-0072 <b>貝塚市 中1丁目17番1号</b>		総務課給与 係 7年度 特別徴収 指定番号		氏名 <b>大阪 花恵</b>		氏名 <b>大阪 花恵</b>		氏名 <b>大阪 花恵</b>		氏名 <b>大阪 花恵</b>		氏名 <b>大阪 花恵</b>		氏名 <b>大阪 花恵</b>		
	貝塚 市町村民 令和 8年 8月 10日 提出		(特別徴収義務者) 名称 <b>貝塚商事株式会社</b>		フリガナ <b>カイヅカシヨウジカブシキガイシャ</b>		担当 者 <b>大阪 花恵</b>		8年度 特別徴収 指定番号 <b>0501132</b>		氏名 <b>大阪 花恵</b>		氏名 <b>大阪 花恵</b>		氏名 <b>大阪 花恵</b>		氏名 <b>大阪 花恵</b>		氏名 <b>大阪 花恵</b>		氏名 <b>大阪 花恵</b>
給 与 所 得 者	氏 名 <b>貝塚 太郎</b>	姓	新 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法												
生 年 月 日	明・大・平 55年 5月 5日生	生 年 月 日		円	円	円	8年 7月10日	①転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他 その他の理由を ( ) 右欄へ記入	①特別徴収継続 ②一括徴収 ③普通徴収 (本人が納付)												
住 所	貝塚市 北町23番1号	住 所		円	円	円															
所 異 動 後	同上	所 異 動 後		円	円	円															
※事業主及び従業員希望のみによる普通徴収への切替はできません。異動の事由の該当する項目に○をつけてください。																					
①特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)																					
新しい勤務先 (特別徴収義務者)		所在地 〒530-0005 <b>大阪市北区中之島1-3-10</b>		特別徴収指定番号		氏名 担当 者 <b>中央 太郎</b>		新しい勤務先へは、 月割額 <b>10,000</b> 円 を <b>8</b> 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。													
フリガナ <b>チュウオウシヨウジカブシキガイシャ</b>		法人番号		電話番号 <b>06-6312-4000</b>		受給者番号															
②一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)																					
該当する項目に○をしてください。 徴収予定額(ウ)と同額 円 左記の一括徴収した税額は_____月分(翌月10日納期限)で納入します。																					
③普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①・②に当てはまらない場合に記入してください。)																					
該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。																					
1 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。																					
旧 特 別 徴 収 処 理 欄	7年度	月分以降 の月割額は	転勤・一括・普 均・非・処理不	期分～	処理日																
	8年度	月分以降 の月割額は	転勤・一括・普 均・非・処理不	期分～	処理日																